

2010 5 E NO.483

第81回以一一開催

労働者の祭典、第81回県中央メーデーは5月1日(土)に連合長野系が長野市の城山公園ふれあい広場で、県 労連系が長野市のひまわり公園で、それぞれ開催されました。

この2会場を含め、県内24会場で開催されたメーデーには、約2万4,000人(主催者発表)が集会やデモ行進に参加しました。

連合長野系の県中央メーテー

連休初日のサタデーメーデーには、「ゆとり・豊かさ・公正な社会を実現し、自由で平和な社会をつくろう」をメインスローガンに約5,100人(主催者発表)の働く仲間が結集しました。

近藤光実行委員長(連合長野会長)は、あいさつの中で若者の雇用状況の悪化、非正規雇用者の増加を指摘し、「雇用全体が極めて脆弱で不安定になっていることを直視し、働く仕組みや支える社会システムを抜本的につくりかえることが重要。」と強調しました。

会場には家族連れの参加者も多く、YES・NOアンケートや広島に届ける「千羽鶴」を折るコーナー等も設置され、集会後参加者は市内をプラカード等を掲げ、デモ行進しました。



県労連系の県中央メーテー

ディーセントワーク (やりがいのある人間らしい 仕事) の実現に向けた 「仕事に8時間を 休息に8 時間を 私たちがやりたいことに8時間を」をス ローガンに、約1,500人 (主催者発表) が参加し て開催されました。

高村裕実行委員長(県労連議長)は、主催者あいさつの中で、「格差と貧困の拡大に歯止めがかかっていない。大企業、富裕者を優遇する仕組みを根本から改めなければならない。」と訴えました。

集会では、メーデーの起源や歴史等について紹介後、雇用確保と内需拡大、国民本位の政治実現などを求めるメーデー宣言を採択し、市内をデモ行進しました。



平成22年春季買上的要求。受結狀況

労働雇用課では、毎年春闘の時期に併せ、県内の民間労働組合を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」を 実施しております。平成22年4月23日現在でまとめた調査結果(第1報)の概要は次のとおりです。

- ・調査対象419組合のうち70組合から要求が提出され、その内の92.9%に当たる65組合が妥結しました。
- ・平均要求額は、7,331円(平均要求率2.96%)となり、前年同期と比べ、額では870円、率では0.36ポイント下回りました。平均妥結額は、3,374円(平均賃上率1.36%)で、前年同期と比べ、額では728円、率では0.30ポイント上回りました。
- ・企業規模別の状況をみると、従業員1000人以上企業規模の平均妥結額が、5,293円(平均賃上率1.91%)300人未満企業規模の平均妥結額は、2,677円(平均賃上率1.16%)となりました。

◇なお、賃上げに関する調査結果は、県のホームページに最新のものを掲載しております。

http://www.pref.nagano.lg.jp/syoukou/roko/toukei/top.htm

(表1)

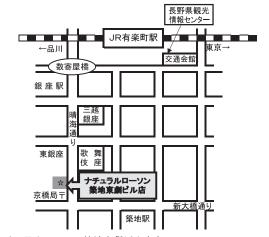
□ □	\wedge			要求	妥 結				
区	分	平均年齢	平均賃金	組合数	平均額	要求率	組合数	平均額	賃上率
第1報	調査結果	歳	円	組合	円	%	組合	円	%
(H22	2.4.23)	38.3	247,668	70	7,331	2.96	65	3,374	1.36
企業規模別 状況	300人未満	38.5	231,227	42	7,845	3.39	38	2,677	1.16
	300~999人	38.6	270,771	21	6,575	2.43	21	4,086	1.51
	1000人以上	35.9	276,999	7	6,508	2.35	6	5,293	1.91
前年同期	(21.4.24)	38.5	247,230	81	8,201	3.32	72	2,646	1.06
前年最終	(21.6.30)	38.3	248,132	200	7,542	3.04	189	2,739	1.10

(注) 1. 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。 2. 賃上率は、妥結組合の平均賃金に対するものです。





4月6日のオープン初日には、(株)ローソンの新浪社長、 村井知事も出席。



ナチュラルローソン築地東劇ビル店内 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル1階(地下鉄 東銀座駅から徒歩2分) 営業:24時間(年中無休)

平成21年度勞政事務所労働相談受付拨犯

- ・相談件数は1,499件で、一昨年度と比べ323件(17.7%)減少しました。
- ・最も多い相談内容は、「労働条件」に関するもので861件ありました。

+u=\chi\chi\chi\chi\l	/ /- */-	
相談内容別	件 数 	うち労働者
労働条件	861	808
労働組合関係	47	36
人事·労務	34	30
勤労者福祉関係	183	173
その他	374	344
計	1,499	1,391

労使別				件	=	数		
労働者							730	
使用者							65	
計							795	

※労使別及び規模別件数は相談実数のため、相談内容別件数(延件数)とは一致しません。 詳細については、県のホームページをご覧ください。

○労働相談はお近くの労政事務所にご相談ください。(秘密は厳守されます)

名 称	所 在 地	電話番号
東信労政事務所	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7144
南信労政事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6833
中信労政事務所	松本市島立1020 松本合同庁舎内	0263-40-1936
北信労政事務所	長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	026-234-9532





— 平成22年6月30日施行 —

意思·介護你實法が改正されます。

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら 働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます!

施行日: 平成22年6月30日(1.6については100人以下企業は平成24年7月1日施行)です。



1 短時間勤務制度の措置の義務化及び所定外労働 の免除の制度化

3歳までの子を養育する労働者について、短時間 勤務制度(原則1日6時間)を設けることが事業主 の義務となるとともに、労働者の請求により所定 外労働(残業)を免除する制度の創設。

2子の看護休暇制度の取得日数の拡充

小学校就学前の子が1人であれば年5日(現行)、 2人以上であれば年10日の子の看護休暇を取得 可能とする。

3パパ・ママ育休プラス

父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か

- 月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする。
- 4 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても再度の育児休業の取得が可能とする。
- 5労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦 (夫)であれば、育児休業の申し出を拒めること となっていた制度の廃止。

6介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより、要介護状態にある 対象家族が1人であれば年に5日、2人以上であ れば年10日まで、介護休暇を取得可能とする。

詳しくは、長野労働局雇用均等室へお問い合わせください。

長野労働局雇用均等室 TEL 026-227-0125

〒380-8572 長野市中御所 1-22-1



長野技能五輪・アピリンピック2012

公式ウェブマガジン「WAZACAN (ワザキャン)」 がリニューアルしました! 〈さらに見やすく、ものづくりに情熱を燃やす若者を紹介します〉

ものづくり人材応援キャンペーン「WAZACAN」 http://www.waza-can.com/

「長野技能五輪・アビリンピック2012」公式キャラクターのわざまるです。 技能五輪は23歳以下の青年、アビリンピックは障害のある方々が、技能を 競う大会で、平成24年は長野県で開催されるんだ。

公式ウェブマガジン [WAZACAN (ワザキャン)] で僕も Twitter やっているの で、みんな見に来てね~。



平成22年4月に技能五輪・アビリンピック室が新設されました。

長野県商工労働部人材育成課 技能五輪・アビリンピック室

TEL: 026-235-7204·7205 FAX: 026-235-7256 E-mail: nagano-skills@pref.nagano.lg.jp

第41期 長野県労働委員会委員

平成22年4月21日付けで、次の15名の方が第41期委員として知事から任命されました。任期は、平成24 年4月20日までの2年間となります。

また、初総会において、会長及び会長代理の選出が行われ、会長に渡邉 裕氏、会長代理に土屋 準氏が選出さ れました。

公益委員



渡邉 裕 [信州大学 理事·副学長]



土屋 進 〔弁護士〕



中村 田鶴子



—樹 〔弁護士〕



松岡 英子 〔信州大学教育学部教授〕

労働者委員



近藤 光 〔日本労働組合総連合会



長野県連合会会長)



かずよし 一由 奥原 〔日本労働組合総連合会



長野県連合会副会長)



〔自治労長野県 本部副委員長]



矢口 保子



髙橋



使用者委員



程沢 哲也 〔東京法令出版(株) 代表取締役社長]



岩原 徹 代表取締役会長〕



(株)日邦バルブ



武勇 小口 〔高島産業(株) 代表取締役社長]

佐藤 穣

〔社長野県経営者協会

常務理事



労働者と使用者間のトラブルを解決するため、公的な第三者機関である都道府県労働委員会を介して、「あっせん・調停・仲 裁」の労働争議の調整を行います。 お問い合わせ先: 長野県労働委員会事務局 TEL 026-235-7468

労働ながの

編集発行人:長野県商工労働部労働雇用課長 寺澤 信行

発 行 所:長野県商工労働部労働雇用課 〒380-8570 (住所不要)

http://www.pref.nagano.lg.jp/syoukou /roko/m/rounaga1.htmヘアクセスを

労働ながのは県 HP にも 掲載しています!



TEL 026-235-7119 FAX 026-235-7327 E-mail:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております!